

# 働き方改革ミニセミナー

3月27日(水) 庄司茂事務所(神戸) 10:00~12:00 / 15:00~17:00

参加費 **無料** 庄司茂事務所(神戸) 7F セミナールーム

## 「有休取得義務化」、対応できていますか？

- ☑ 有休5日を取得させるために利用できる制度は？
- ☑ 付与日数の管理方法は？
- ☑ 有休取得の義務はパートタイマーにもある？
- ☑ 半日有休、時間単位の有休の扱いは？
- ☑ 違反したら罰則はあるのか？
- ☑ そもそもどんなことに気をつければ良いのか？

すべての会社で  
5日間の年次有給休暇取得が義務化されます！

## 「年次有給休暇管理シート」ご提供

付与日数・消化日数・次年度繰越日数を自動で計算、従業員別に管理できます。

全従業員を一覧にして、まだ5日取得できていない従業員も自動で洗い出しできます。



## 就業規則の規定例ご提案

実際に運用するために必要な文言例や、就業規則等の変更を検討すべき箇所を明示してご提案します。

## ◆ セミナー内容 ◆

「働き方改革関連法案」の中でも、会社・従業員への影響が特に大きい年次有給休暇取得義務化についてミニセミナーを実施いたします。今年の**4月から**は中小企業も含む**全ての企業**において、従業員が持っている年次有給休暇のうちの**5日間については取得**させることが会社側の**義務**となります。

今回のセミナーでは、実際に運用する中で予想される疑問について解説いたします。また、就業規則の有休に関する新しい規程例、実際にそのまま使える有休管理表もご提供いたします！

対応必須の内容です！ぜひ今回のミニセミナーをご利用ください！

### セミナー申込用紙

小規模セミナーのため、ご参加は先着5社までとさせていただきます。(各社2名まで)

会場 庄司茂事務所(神戸)  
神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F セミナールーム

希望日時  3/27(水) (セミナー) 10:00~11:30 (相談会) 11:30~12:00  
 3/27(水) (セミナー) 15:00~16:30 (相談会) 16:30~17:00

会社名 所在地 〒

TEL: FAX: 従業員数:

ご参加者 ①御役職・御芳名 メール  
②御役職・御芳名 メール

お申込みFAX: 0120 - 38 - 3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお届けいたします。(受付票は TEL希望 メール希望)  
もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)



社会保険労務士法人  
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル6F  
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035  
姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F  
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040